

令和 7 年度「関西の地域文化実演・体験による魅力発信事業」
実施業務委託仕様書

1 業務名

関西の地域文化実演・体験による魅力発信事業実施業務

2 目的

古くから日本の歴史の表舞台となってきた関西では、王朝文学や能、狂言、歌舞伎、人形浄瑠璃、文楽に代表される伝統芸能が創始されるとともに、優れた美意識を背景に茶道や華道をはじめとする生活文化や伝統工芸が育まれてきた。また、関西各地においては地域文化の粋をこらした「山・鉾・だんじり」の巡行などの祭礼行事が行われ、地域コミュニティを結びつける重要な役割を果たしてきた。しかし、少子高齢化や生活様式の多様化が進む中で、関西各地の地域文化の保存、継承や親しむ機会の減少は大きな課題となっている。

そこで、KANSAI 感祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、これまで各地の地域文化を関西各地で実演、体験、公開してきた実績をもとに、その歴史文化的価値や魅力を直接体感できる機会を創出することで、関西の地域文化の魅力を発信、浸透させ、地域文化を支える機運醸成や関西各地誘客することによる地域活性化を目的とする。

加えて、2025 年に開催される日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の機運醸成を図り、連動させるとともに、関西の地域活性化、経済成長につなげることを目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

4 業務内容

（1）実演場所の選定・確保

地域文化の実演、体験による歴史文化的価値や魅力の発信の効果がより大きく見込める場所を関西内において選定し、当該場所の管理者と実演に関する許可を得るための調整を行い、実演場所を確保する。

なお、実演場所については、実行委員会から指定することもあるため、協議の上、決定する。

【実演場所及び実施回数】

下記の府県の中から選定するとともに、伝統芸能等の実演複数回実施すること

（実演場所）

関西広域連合構成府県地内

(会場選定の考え方)

会場選定にあたっては、関西の地域文化を一体的に PR するため、普及啓発を効果的に実施できる会場を選ぶこと。

(2) 実演団体との派遣調整

伝統芸能や祭などの民俗芸能、伝統工芸など関西の地域文化から、実演場所における実演、体験に適した地域文化を複数事務局が選定する。受託者は当該地域文化を担う団体と出演に向けた調整を行い、円滑な出演を実現する（団体への経費支払を含む）。

・関西各地の伝統芸能・民俗芸能の例

畠田人形浄瑠璃・江州音頭（滋賀県）、宮津おどり・福知山音頭・和知太鼓・宇治田楽（京都府）、六斎念仏（京都市）交野ヶ原交野節・上神谷のこおどり（大阪府）、篠原踊り（奈良県）、藤白の獅子舞（和歌山県）、阿万風流大踊小踊・淡路人形浄瑠璃・南僧尾神楽獅子・大蔵谷獅子舞（兵庫県）因幡の麒麟獅子舞（鳥取県）、阿波人形浄瑠璃・阿波踊り（徳島県）など

(3) 地域文化をよりわかりやすく、広く発信するための対応

伝統芸能や地域で大切にされてきた祭事の魅力を十分に活かしつつ、これまで地域文化に触れてこなかった層をはじめとした様々な世代に対して、実演内容の理解を促し、地域文化の普及をより促進するための動画等の開発や解説なども加えた効果的な広報等を実施する関西の地域文化の理解を深める取組を企画・実施すること。

「大阪・関西万博」の開催年であることを踏まえ、関西のみならず国内外への文化発信を心がけ、会場サインや演目解説などの多言語対応を行うこと。（※英語対応は必須とする。）

(実施想定)

関西の地域文化の魅力を広く発信し、初めて民俗芸能等を鑑賞・体験する人や若年層でも理解しやすいような動画・チラシ等の広報物の制作（民俗芸能の魅力、背景、継承する意味、継承の取り組み等に焦点をあてるなど）

(4) 広報・運営

実演、体験当日により多くの人が実演場所に訪れるよう事前に効果的な広報を行うとともに、実演、体験の当日がより親しみやすく、また、会場が賑やかになる催し

を企画し、より多くの人を惹きつける工夫を行う。

また、実演、体験する当日の準備、設営、進行、オンライン配信（実施の場合）、安全管理、撤収等運営管理一切を行う。

文化財を傷ませないためのトラスなどの降雨対策の他、実演披露に必要な対策を講じること。

（５）記録・撮影

実演、体験当日の鑑賞者数や体験者数、鑑賞者・体験者を対象としたアンケート等、事業効果（地域文化の歴史文化的価値や魅力の発信）を評価するためのデータを収集、記録するとともに、実演、体験当日の様子を撮影（静止画及び動画）する。

なお、被写体となった人に対して、実行委員会事務局（関西広域連合）の HP 等への掲載など公開に係る肖像権等権利関係の承諾を得る。

（６）実績報告

実演、体験を実施した後、速やかに鑑賞者数や体験者数、写真等による結果速報を報告するとともに、すべての実演、体験が終了した後、アンケート集計結果等も加えた詳細を報告する。

５ 成果物

次の成果物を作成し納品する。

（１）実績報告書

事業に関するすべての事項を記録した報告書（A 4 縦） ３部

（２）資料データ

事業に関する最終的な資料（協議資料など事業途中の不確定資料は含まない） ３部

（３）撮影データ

実演、体験当日の様子を撮影した画像及び動画データ（JPG 及び mp4 形式） １部

６ その他

- （１）成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関する無期限の使用について必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- （２）成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担により、これを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- （３）委託者は本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、

DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。

- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。
- (6) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、現状回復及びその他賠償等について、対応すること。